

新美生第 43 号
令和 4 年 9 月 22 日

支 部 長 各位

新潟県美容業生活衛生同業組合
理事長 竹内 聖二

全美連総合福祉共済並びに新潟県美容組合共済会における
新型コロナウイルス感染時の請求について(対象者の変更)

秋晴れの候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合運営に対しまして、多大なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在『全美連 総合福祉共済制度「特別給付金」』につきまして、加入者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院に限らず宿泊・自宅療養にも給付金が支払われておりますが、令和 4 年 9 月 26 日より政府の新型コロナ対策の方針が変更され、療養期間の短縮や全数把握が見直されることとなりました。

これにより、今後は詳細な報告が重症化リスクの高い方に限定されるため、それ以外の方は My-HERSYS 等の証明書が発行されなくなります。このため「特別給付金」の入院療養見舞金のお支払い対象も政府が決定した発生届の対象となる重症化リスクの高い方に変更されることになります。

本取扱いは、本制度の引受保険会社幹事会社（ジブラルタ生命）の入院給付金等（個人保険）取扱いを参考としております。

この変更に伴い、新潟県美容組合共済会の「傷病見舞金」のお支払いをこれに準じて変更することいたします。

今後、令和 4 年 9 月 26 日以降に新型コロナウイルスの感染が診断された方への給付金のお支払いは、別紙の重症化リスクの高い方のみ対象（その他の感染者は対象となりません）となりますので、周知のほどよろしくお願ひいたします。

別 紙

令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染と診断された方で、以下の重症化リスクの高い方のみ「特別給付金」の入院療養見舞金が請求可能です。

(以下の方以外の感染者は、対象となりません。但し、症状が悪化して入院等した場合は、請求可能です)

重症化リスクの高い方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

請求に添付する書類

- ・ 病院発行の「診断書」「領収書」「入院診療計画書」「退院証明書」等
- ・ 保健所発行の「就業制限通知書」「宿泊・自宅療養証明書」等
- ・ My HER-SYS で表示した「療養証明書」

など

※また、請求書に記載していただく療養期間について、政府の方針として今後、有症状の方は7日間の療養、無症状の方は5日間の療養に短縮される予定ですが、
特別給付金の請求書に記載する日数は一律、陽性が判明した日から10日間で計算してご記入ください。 (30日以上の場合を除く)

なお、今後もお取り扱いについては、変更される場合があります。
何かご不明な点がございましたら、美容組合事務局までお問い合わせください。

以上